

別表第1（第2条、第3条関係）

第1 建築物

区分	公共的施設	特定施設
1 医療等施設	(1)病院及び診療所 (2)薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）	一の建築物における当該用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が300平方メートル以上のもの
2 興行施設	劇場、観覧場、映画館及び演芸場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
3 集会等施設	公会堂及び集会場	用途面積が300平方メートル以上のもの
4 展示施設	展示場	用途面積が300平方メートル以上のもの
5 物品販売施設	卸売市場及び物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗で、用途面積が300平方メートル以上のもの
6 宿泊施設	ホテル及び旅館	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
7 福祉保健施設	(1)社会福祉施設及び有料老人ホーム (2)介護老人保健施設、母子健康センター及び市町村保健センター (3)その他これらに類する福祉施設又は保健施設	すべてのもの
8 体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場及びスポーツの練習場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
9 娯楽施設	(1)遊技場、カラオケボックス及びダンスホール (2)その他これらに類する娯楽施設	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
10 文化施設	(1)博物館及び美術館 (2)図書館	すべてのもの
11 環境衛生施設	(1)公衆浴場 用途面積が300平方メートル以上のもの (2)公衆便所 (3)火葬場	すべてのもの
12 飲食施設	飲食店	用途面積が300平方メートル以上のもの
13 サービス施設	(1)理容所及び美容所 (2)クリーニング取次店 (3)貸衣装屋 (4)旅行代理店 (5)銀行その他の金融機関の店舗 (6)その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上のもの
14 公共交通機関の施設	(1)鉄道の駅（旅客用の施設に限る。） (2)自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル (3)港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 (4)空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港における旅客取扱施設	すべてのもの

15 車庫施設	一般公共の用に供される自動車車庫（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
16 公益施設	(1)官公庁舎その他の国、地方公共団体又は第12条に定める者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの（他の項に掲げる公共的施設を除く。） (2)一般ガス事業、一般電気事業又は第1種電気通信事業を営む店舗 (3)簡易郵便局（(1)に掲げるものを除く。） (4)その他これらに類する公益上必要な施設	すべてのもの
17 教育訓練施設	(1)学校（専修学校及び各種学校を含む。） (2)自動車教習所 (3)公共職業能力開発施設及び職業訓練施設 (4)その他これらに類する教育又は訓練を行う施設 (5)学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する教育又は訓練を行う施設	すべてのもの  用途面積が300平方メートル以上のもの
18 事務所	事務所	法律事務所、会計事務所、建築士事務所及び宅地建物取引業その他これらに類するサービス業を営む事務所で、用途面積が1,000平方メートル以上のもの
19 工場	工場	見学のための施設を有する工場で、用途面積が3,000平方メートル以上のもの
20 共同住宅等	共同住宅 寄宿舎又は下宿	一の建築物に存する戸数が25戸以上のもの 一の建築物に存する部屋数が50部屋以上のもの
21 複合施設	1の項から19の項までに掲げる施設のうち異なる項に属するものが2以上存するもの	上欄に掲げるもののほか、用途面積が2,000平方メートル以上のもの

## 第2 建築物以外の公共交通機関の施設

区分	公共的施設	特定施設
建築物以外の公共交通機関の施設	(1)鉄道の駅（旅客用の施設に限る。） (2)自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル (3)港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設 (4)空港整備法第2条第1項に規定する空港における旅客取扱施設	すべてのもの

第3 道路

区分	公共的施設	特定施設
道路	(1)道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）	すべてのもの
	(2)(1)に掲げる道路以外の道路で土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業又は都市計画法（昭和43年法律第10号）第4条第12項に規定する開発行為の施行地区内又は開発区域内のもの	面積が50,000平方メートル以上の施行地区内又は開発区域内のもの

第4 公園等

区分	公共的施設	特定施設
公園その他これに類するもの（以下「公園等」という。）	(1)都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市 (2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊 (3)港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地	すべてのもの
	(4) (1)から(3)までに掲げる公園等以外の公園等で土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業、都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業又は都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の施行地区内又は開発区域内のもの	面積が50,000平方メートル以上の施行地区内又は開発区域内のもの

第5 建築物以外の路外駐車場

区分	公共的施設	特定施設
建築物以外の路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの